

令和5年度 帯広アイスホッケー連盟理事長杯争奪社会人Bプールアイスホッケー大会
開 催 要 項

1. 主 催 帯広アイスホッケー連盟
2. 後 援 帯広市スポーツ協会、一般財団法人帯広市文化スポーツ振興財団
3. 主 管 帯広アイスホッケー連盟
4. 期 間 令和5年10月2日（月）～10月26日（木）
5. 場 所 帯広の森アイスアリーナ、第二アリーナ
帯広市南町南7線56番地7 帯広の森運動公園内 TEL:0155-48-6256
6. 参加資格 (1) 一般財団法人北海道アイスホッケー連盟に登録したチームの役員、選手であること。
7. 競技規則 (1) IIHF 国際競技規則に基づく。ただし今大会ローカルルールを採用する。
(2) 競技時間は、各ピリオド正味15分、休憩2分とし、1時間20分以内とする。
(3) ボディーチェックは禁止とし、マイナーペナルティーを課す。
(4) アイシングでの交代を認める。
(5) ハイブリットアイシングを採用する。
(6) チームのベンチ入り選手は22名以内（GK2名以内含む）とする。ただし、GKを除くプレーヤーは20名以内とする。
(7) GKについては1名でも可とするが、プレーヤーとの交替の猶予時間は認めない。
なお、交替した時のスケートはプレーヤースケートも可とする。
(8) 第3ピリオド終了時点で同点の場合は、以下により勝敗を決定する。
① ペナルティ時間の少ないチーム。
② ペナルティ数の少ないチーム。
③ パック抽選。
8. 競技方法 Bプール参加チームを4つのグループ（1部～4部）に分け、トーナメント戦を行う。
9. 試合日程 別 紙
10. 監主会議 監督会議は行わず、書面通知をもって行う。
11. 参 加 料 (1) 1部は1チーム24,000円、2部～4部は1チーム22,000円を下記口座にチーム名で納金すること。
振込先 帯広信用金庫 東支店 普通口座 0152242
帯広アイスホッケー連盟競技委員会
(2) 納金は口座振込み（手数料差し引き可）のみとし、連盟事務局等での現金による納金は受付ない。
12. 棄権による罰則 (1) 試合の棄権を申し出るチームは、試合当日の正午までに帯広アイスホッケー連盟事務局（office@oihf.hokkaido.jp）に、チーム登録されているメールアドレスから連絡すること。

- (2) 期限内の連絡を怠り、試合直前に棄権が発覚したチームには大会参加料相当の罰金を課す。なお、なお、罰金は10日以内に振込にて納金することとし、未納の場合は納金あるまで大会への出場を認めない。振込先は大会参加料と同じとする。

13. オフィシャル
- (1) オフィシャル担当チームは競技役員4名、ラインズマン1名を担当試合へ派遣するものとし、試合開始15分前まで集合すること。
 - (2) 各オフィシャル用具は責任をもって使用すること。
 - (3) 決勝戦のみラインズマンを連盟から派遣する。

14. その他
- (1) トーナメント表の左のチームがザンボニー側のベンチとする。
 - (2) ホームチームは試合開始前にパック抽選で決定する。
 - (3) 各チームで必ずスポーツ安全保険等傷害保険等に加入しておくこと。
 - (4) 選手・役員等の移動を含む本大会における事故・負傷・盗難等については、本連盟は一切の責任を負わないので、各チームが責任を持って予め対処すること。
 - (5) オフィシャルの派遣（競技役員およびラインズマン）において違反があった場合は、大会参加料と同額の反則金を徴収し、懲戒委員会において当該チームの参加資格等の懲戒措置を講ずるものとする。なお、反則金は10日以内に振込にて納金することとし、未納の場合は納金あるまで大会への出場を認めない。振込先は大会参加料と同じとする。

- (6) 個人情報および肖像権に関して
 - ・ 主催者（及び共催者）は、個人情報の保護に関する法律および関連法令等を順守し個人情報を取り扱う。なお、参加申込書等より取得した個人情報は、大会の資格審査、プログラム編成及び結果（記録）発表、公式ホームページその他競技運営及びアイスホッケー競技に必要な連絡等に利用する。
 - ・ 本大会は、テレビ放送及びインターネット上で動画配信を行うことがある。
 - ・ 大会の映像・写真・記事・競技結果（記録）等は、主催者および主催者が承認した第三者が大会運営及び宣伝等の目的で、大会プログラム・ポスター等の宣伝材料、テレビ・ラジオ・新聞・雑誌・インターネット等の媒体に掲載することがある。
 - ・ その他、主催者の許可に基づき、記念写真等が販売されることがある。
 - ・ 大会の映像・写真は、主催者の許可なく第三者がこれを使用すること（インターネット上において画像や動画を配信することを含む）を禁止する。
 - ・ 大会参加回答書の提出により、当該大会の参加にあたり上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。